

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第159号

京都市美容師法施行細則の一部を改正する規則

京都市美容師法施行細則の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(届出書の経由)

第2条 保健所長に提出する届出書は、美容所の所在地を担当区域とする保健センター長を経由して提出しなければならない。

第1号様式中「第2条関係」を「第3条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

第2号様式中「第2条及び第3条関係」を「第3条及び第4条関係」に改める。

第3号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

第4号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市 保健所長」を「京都市保健所長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)